

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用の徴収等) 第11条 市長は、入所者又は入所者の主たる扶養義務者（扶養義務者で入所者と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）（以下「入所者等」という。）から、法第51条第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する費用を法第56条第2項の規定により徴収する。	(費用の徴収等) 第11条 市長は、入所者又は入所者の主たる扶養義務者（扶養義務者で入所者と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）（以下「入所者等」という。）から、法第51条第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する費用を法第56条第2項又は第3項の規定により徴収する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。